

特許権	判決年月日	令和3年10月7日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10123号		
○ 発明の名称を「燃料電池システム」とする発明について、審決における引用発明との相違点の判断に誤りがあるとともに、容易想到性の判断にも誤りがあるとして、審決が取り消された事例				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2016-511135号, 特表2002-520779号

(審決) 不服2019-4325号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「燃料電池システム」とする本願発明についての拒絶査定不服審判請求不成立審決(本件審決)に対する取消訴訟である。本件審決は、本願(特願2016-511135号)の特許請求の範囲の請求項1に係る本願発明と甲3(特表2002-520779号公報)記載の引用発明とを対比すると、相違点1及び2が認められるものの、周知の事項及び甲4(特開2004-47427号公報)記載の事項に基づいて、本願発明は当業者が容易に想到し得たと判断したものである。

2 本判決は、概要、次のとおり、原告主張の取消事由のうち、相違点の認定の誤りを一部認めた上で、相違点1及び2に係る容易想到性の判断の誤りを認めた。

(1) 相違点の認定の誤りについて

ア 本願発明における「第1の整流器」が飽くまで一方向にのみ電流を流すものであるのに対し、引用発明における「電界効果トランジスタ」は、双方向に電流を流すものであるから、後者が前者に相当するとはいえず、この点において、本件審決には誤りがある。

イ 本願発明の「制御装置」と引用発明の「短絡制御回路」は、MEA(膜/電極接合体)内の水分量を積極的に増加させることを目的とするか、MEAにおける水和の損失等を停止させる、又は抑制することを目的とするにとどまるかといった点において異なり、燃料電池のカソード側で水分の低下につながり得る空気流動を調節するか、アノード側で熱の発生につながる燃料ガスの供給を停止するかといった点においても異なっている。もっとも、上記のうち後者の点について、本件審決は、「空気流動を調節する」として「燃料ガスの供給を停止する」ことを「気体流動を調節する」とした上で、相違点2を認定しており、その認定判断に誤りがあるとはいえない。

したがって、上記のうち、本願発明の制御装置と引用発明の短絡制御回路が、「水和レベルを増加させる再水和間隔を提供するために」という点で一致しているとした点において、本件審決には誤りがある。

ウ 以上によると、本願発明と引用発明は、相違点1及び2のほか、上記アに係る相違

点3及び上記イに係る相違点4で相違し、次の(2)も踏まえると、少なくとも相違点4の看過は、審決取消事由に当たる。

(2) 容易想到性の判断の誤りについて

ア 相違点1, 2及び4は、いずれも本願発明の「制御装置」又は引用発明の「短絡制御回路」に関するもので、技術的構成として相互に関連するものといえるから、一括して検討する。

イ(ア) 引用発明が「燃料電池の出力電圧が0.4Vより低くなる場合」に「燃料ガス」を調節する目的は、主として熱の発生を抑えることで「負の水和降下現象を防止する」ためであり、これは、甲3にいう「第1の動作条件」に係るものである。

他方で、甲3には、「第2の動作条件」として、燃料電池の特性パラメータを回復させる構成が記載されている。

このように、二つの条件に係る構成があることに加え、甲3の複数の段落の記載及び図の内容に照らし、上記「第1の動作条件」が、基本的に、「燃料電池が故障した際」に係るものとみられることからすると、相違点1, 2及び4に係る引用発明の構成は、燃料電池の故障を示すものとみ得る状態を具体的に検知し、負の水和降下現象を防止するために、燃料ガスの供給を停止して熱の発生を抑えるためのものと解するのが相当である。

(イ) 上記のような燃料電池の故障を示すものとみ得る状態を具体的に検知したとの引用発明に係る「燃料電池の出力電圧が0.4Vより低くなる場合」の動作について、実際の出力が閾値以上に変化しているか否かにかかわらず、これを「定期的に」行うことを想到することが、当業者において容易であるとはいえない。甲3に、引用発明に係る燃料ガスの供給の停止を定期的に行うこととする動機付けや示唆があるとは認められない。燃料電池の保湿レベルを周期的に増加させることに係る周知の事項(甲4, 5)を参照しても、上記判断は左右されない。

(ウ) また、引用発明が、上記(ア)のように、主として熱の発生を抑えることを目的としたものであることを考慮すると、「気体流動を調節する」ことについて、引用発明から、燃料電池の乾燥につながり得る一方で冷却効果をも有する空気の流動を停止することを、当業者が容易に想到し得たということも困難である。甲3に、空気の流動を調節することの動機付けや示唆があるとは認められない。

ウ 以上によると、相違点1, 2及び4に係る本願発明の構成が引用発明に基づいて容易に想到できたものとは認められないから、相違点1及び2について容易想到と判断した点において、本件審決には誤りがある。